

令和8年6月定例会

厚生委員会資料
(福祉保健部)

第8期秋田市障がい福祉計画および第4期秋田市障がい児福祉計画の策定について

1 障がい福祉計画および障がい児福祉計画の概要

障がい福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づく法定計画であり、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制、必要な見込量および量を確保するための施策などを定めるものである。

2 障がい者プランと両計画の関係および計画期間

本市では、基本理念や障がい福祉施策の全体像を示す障がい者プランに、障がい福祉計画および障がい児福祉計画の両計画（以下、「両計画」という。）を包含している。障がい者プランは6年ごと、両計画は3年ごとに改定している。なお、両計画は一体のものとして作成することができる。

令和6～11年度	
第6次秋田市障がい者プラン	
令和6～8年度	令和9～11年度
・第7期秋田市障がい福祉計画 ・第3期秋田市障がい児福祉計画	・第8期秋田市障がい福祉計画 ・第4期秋田市障がい児福祉計画

3 策定体制

両計画の策定にあたっては、秋田市社会福祉審議会に市長から諮問し、実際の策定作業は、同審議会から委任された障がい者専門分科会において審議を行いながら進めるものとする。

4 国の基本指針

令和8年3月31日付けで国の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）が示され、両計画では次の項目について成果目標を設定することとされている。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 障害児支援の提供体制の整備等
- (5) 地域生活支援の充実
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- (8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

5 策定スケジュール(予定)

時期		内容
令和8年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問） 第1回障がい者専門分科会（概要説明）
	6月	6月議会厚生委員会（概要説明）
	6～8月	素案作成作業
	9月	第2回障がい者専門分科会（素案説明） 9月議会厚生委員会（素案説明）
	9～10月	原案作成作業
	11月	第3回障がい者専門分科会（原案説明）
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント実施
令和9年	1月	成案作成作業
	2月	第4回障がい者専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） 計画策定・公表

第12次秋田市高齢者プラン（第10期秋田市介護保険事業計画） の策定について

1 プランの概要

(1) 概要

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、介護保険サービスを含む本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画とするもの。

(2) 計画期間

令和9年度から令和11年度までの3年間とする（介護保険事業計画が介護保険法により1期3年と定められていることに合わせるため）。

(3) プランの位置づけ

市政の基本構想である「秋田市総合計画」のもと、福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位に、他の福祉および保健に関する計画との整合性を図った計画とする。

(4) 策定体制

プランの策定は、秋田市社会福祉審議会に市長から諮問し、実際の策定作業は、同審議会から委任された秋田市高齢者専門分科会・介護保険運営協議会において審議を行いながら進めるものとする。

2 プランの策定

(1) 策定方針

プランには、老人福祉法および介護保険法により定めるものと規定されている事項をはじめ、本市を取り巻く状況や課題を踏まえた施策を盛り込むとともに、市が独自に実施する各種事業などについても対象とする。

(2) 法律によりプランに定めるものとされている事項（努力義務含む）

ア 老人福祉事業の量の目標および事業量の確保のための方策

イ 介護サービスの種類ごとの量の見込みおよび見込量の確保のための方策

ウ 地域支援事業の量の見込み、ならびに各年度における地域支援事業の費用の額および見込量の確保のための方策

エ 高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および保険給付費等の適正化に関し取り組むべき施策および目標に関する事項

オ 介護サービスの種類ごとの量、保険給付費の額、地域支援事業の量、地域支援事業の費用の額および保険料の水準に関する中長期的な推計

カ 介護サービス事業者相互間の連携の確保およびサービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

キ 地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

- ク 高齢者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項
（認知症高齢者等の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項）

(3) 第10期介護保険事業計画の基本方針

第10期介護保険事業計画の策定にあたっては、国が示す基本指針に沿って内容を見直す必要がある。現時点における基本指針の基本的な考え方は、以下のとおりである。

なお、基本指針（案）については、7月頃に国から示される予定

- ア 介護サービス提供体制の計画的な整備
 - (ア) 地域の実情に応じたサービス提供体制の整備
 - (イ) 在宅サービスの充実
- イ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - (ア) 地域包括ケアシステムの深化
 - (イ) 保険者機能の強化
- ウ 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

3 秋田市認知症施策推進計画の包含

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月施行）において、策定が努力義務とされている市町村認知症施策推進計画について、プランに包含して新たに策定する。

4 策定スケジュール（予定）

時期		内容
令和8年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問） 第1回高齢者専門分科会（概要説明） 第1回介護保険運営協議会
	6月	6月議会厚生委員会（概要説明）
	6～8月	骨子案作成作業
	9月	第2回高齢者専門分科会（骨子案説明） 第2回介護保険運営協議会 9月議会厚生委員会（骨子案説明）
	9～11月	原案作成作業
	11月	第3回高齢者専門分科会（原案説明） 第3回介護保険運営協議会
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント実施
令和9年	1月	成案作成作業 閉会中厚生委員会（施設整備、介護保険料の説明）
	2月	第4回高齢者専門分科会（成案最終確認） 第4回介護保険運営協議会 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） プラン策定・公表

秋田市河辺高齢者健康づくりセンターのあり方について

秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）を所有している秋田県が、維持管理経費のかかり増しが生じることや、類似施設等が普及している状況を踏まえ、令和7年度から同施設のあり方を検討してきており、令和8年6月17日に、「当該施設は公の施設としての役割を終えたとし、8年度をもって廃止する方針を決定し、県議会へ報告する」と連絡があったもの。

当該施設は、市が設置する2施設（河辺ユフォーレ公園施設（観光振興課所管）、河辺高齢者健康づくりセンター（長寿福祉課所管））と一体的に管理・運営しており、県所有の施設が廃止となることを踏まえ、市として、施設のあり方について、今後検討する。

1 県の施設のあり方検討経緯について

令和7年6月5日	6月県議会 福祉環境委員会 「施設のあり方を検討していく」
令和8年3月3日	2月県議会 福祉環境委員会 施設のあり方について、検討状況を報告 「次年度前半に対応方針を定める」
4月21日	本市に対する説明・協議 施設のあり方の検討状況について説明を受け、協議
6月17日	方針の決定 公の施設として役割を終えたとし、8年度をもって廃止する方針を決定し、県議会に報告する旨の連絡あり
6月18日	6月県議会 福祉環境委員会 「令和8年度末をもって施設を廃止する」

2 市の対応

(1) 令和8年4月の協議時の市の主張

- ・年間10万人の利用者がいる施設であるため、県有施設として継続してほしい。
- ・施設の方針は、利用者への配慮から、可能な限り早期に決定してほしい。
- ・その上で、利用者等への説明を丁寧に行ってほしい。

(2) 今後の対応

- ・指定管理者にヒアリングするとともに、所管施設のあり方を検討する。
- ・県に対して、市民（県民）への十分な説明を求める。

3 ユフォーレ構成施設の概要

	県	市	
施設名	健康増進 交流センター	河辺ユフォーレ 公園施設	河辺高齢者 健康づくりセンター
所管課	健康づくり推進課	観光振興課	長寿福祉課
設置年度	平成8年度	平成8年度	平成15年度
施設内容	宿泊棟、自炊棟、 トレーニングルーム、 レストラン、広間、 会議室、温水プール、 浴室、露天風呂、 リラックスメーム、 キッズルーム 等	フォレストセンター、 野外ステージ、 管理棟、 トイレ(2棟)、 グラウンドゴルフ場	健康づくりフロア、 研修・会議室、 介護相談室
指定管理者	河辺地域振興株式会社		

【参考】ユフォーレ関係施設



- 秋田県健康増進交流センター
- 秋田市河辺ユフォーレ公園
- 秋田市河辺高齢者健康づくりセンター